

荒瀬ダム撤去地域対策協議会（第5回） 会 議 次 第

日 時：平成24年8月8日（水）10:00～12:00

場 所：八代市坂本支所2階会議室

1 開 会

（1） 座長（副知事）挨拶

（2） 事務局説明

2 議 事

（1） 荒瀬ダム撤去工事と環境モニタリングの状況について

（2） 荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況について

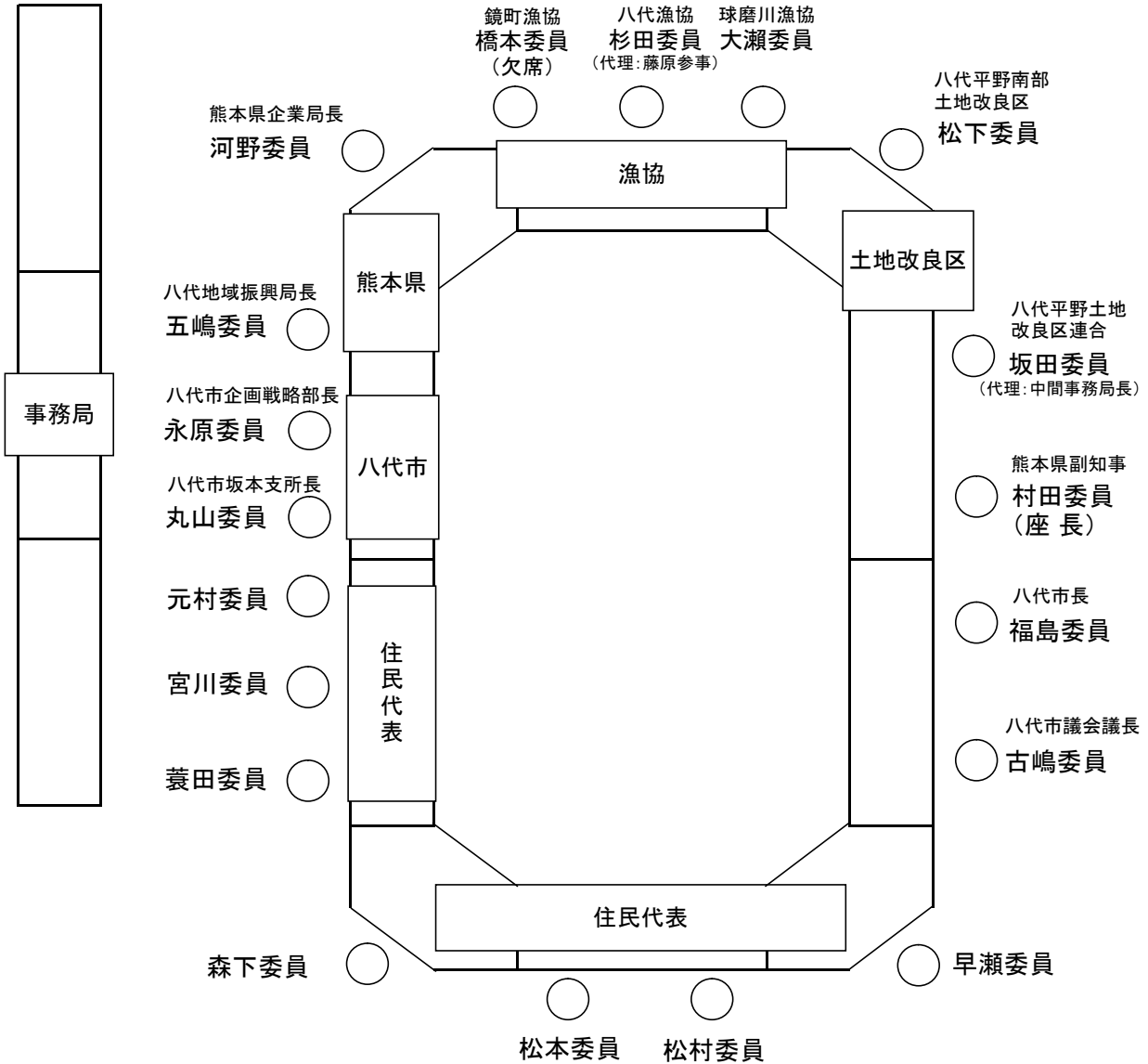
（3） 質 疑

3 閉 会

第5回荒瀬ダム撤去地域対策協議会

県議会議員 市議会議員 市議会議員 県議会議員 県議会議員 県議会議員 県議会議員

小早川 顧問 秘書 ○
 亀田 顧問 ○
 上村 顧問 ○
 磯田 顧問 ○
 高野 顧問 ○
 小早川 顧問 (欠席) ○
 中村 顧問 (欠席) ○



「荒瀬ダム撤去地域対策協議会」設置要項

(目的)

第1条 荒瀬ダム撤去を円滑に進めるとともに、ダム撤去に伴う地域の課題解決に向けて取り組むため、「荒瀬ダム撤去地域対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について報告・協議する。

- (1) 荒瀬ダム撤去に伴う地域の課題解決に向けた取組み。
- (2) ダム撤去工事と環境モニタリングの状況。
- (3) その他、荒瀬ダム撤去に伴い必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員及び顧問をもって構成する。

2 協議会に座長を置き、熊本県副知事をもって充てる。

3 座長は、協議会を統括する。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(開催)

第4条 協議会は、荒瀬ダム撤去工事の終了まで開催することとし、座長の指示を受けて事務局が招集する。

(部会)

第5条 協議会は、個別の課題を協議するため、部会を置くことができる。

(任期)

第6条 委員等の任期は、1年とする。ただし、本人等の意向を踏まえ、延長することとする。

2 委員等が、その任期中において欠けた場合は、補欠の委員等を選任することができる。ただし、この場合における補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 必要が生じた場合は、委員等の追加をすることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務は、熊本県企業局と八代市が協力して行うものとし、事務局は、企業局総務経営課荒瀬ダム撤去準備室に置く。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は座長が別に定める。

附 則 (平成22年6月18日熊企総第180号)
この要項は、平成22年6月18日から施行する。

- 附 則 (平成22年7月28日熊企総第263号)
- 1 この要項は、平成22年7月28日から施行する。
 - 2 平成24年4月以降の協議会のあり方については、委員等の任期満了前に改めて協議するものとする。

附 則 (平成23年5月18日熊企総第108号)
この要項は、平成23年5月18日から施行する。

附 則（平成24年1月23日熊企総第585号）
この要項は、平成24年1月23日から施行する。

附 則（平成24年6月1日熊企総第220号）

- 1 この要項は、平成24年4月1日から施行する。
2 協議会の運営等については、協議会を開催する間、毎年度協議するものとする。

別表1（第3条関係）

委員

区 分	氏 名	役職等	備考
熊本県	村田 信一 河野 靖 五嶋 道也	副知事 企業局長 八代地域振興局長	座長
八代市	福島 和敏 古嶋 津義 永原 辰秋 丸山 平之	市長 八代市議会議長 企画戦略部長 坂本支所長	
関係団体	大瀬 泰介 杉田 金義 橋本 和博	球磨川漁業協同組合代表理事組合長 八代漁業協同組合代表理事組合長 鏡町漁業協同組合代表理事組合長	
	坂田 孝志 松下 健一	八代平野土地改良区連合理事長 八代平野南部土地改良区理事長	
住民代表	早瀬 洋志 松村 政利 松本 良弘 森下 政孝 蓑田 孝幸 宮川 莊一 元村 順宣	八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市	

顧問

区 分	氏 名	役職等	備考
県議会議員	中村 博生 小早川宗弘 高野 洋介 磯田 毅	熊本県議会議員 熊本県議会議員 熊本県議会議員 熊本県議会議員	
市議会議員	上村 哲三 亀田 英雄	八代市議会議員 八代市議会議員	